2026年8月13日

受益者の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

トヨタグループ株式マザーファンド
信託約款の変更（予定）に関するお知らせ

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）の主要投資対象である「トヨタグループ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に関し、マザーファンドを投資対象とする当ファンドを含むマザーファンドを投資対象とする全ての証券投資信託の受益者の皆さまのご意向を確認したうえで、信託約款の変更を行う予定です。つきましては、本書面をご覧いただき、変更予定内容について、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

マザーファンドの信託約款の変更に関し、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に基づき、ご異議のある場合は、異議申立を行うことができます。

敬具

記

１．変更予定の内容

「トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド」の主要投資対象である「トヨタグループ株式マザーファンド」の以下の約款変更について

・マザーファンドの運用目標の変更および投資対象の追加

・投資比率計算方法の変更

２．ご判断いただきたい事項

「トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド」の主要投資対象である「トヨタグループ株式マザーファンド」の約款変更についての**異議なし（ご賛成）**または**異議あり（ご反対）**のいずれか

変更に**異議なし（ご賛成）**の方

必要なお手続きはございません。

変更に**異議あり（ご反対）**の方

異議申立を行うことができます。
手続き等については、以下のページにてご説明します。

P3「４．異議申立について」から **P5**「７．買取請求について」まで

以上

＜本件に関するお問い合わせ＞
三井住友 DS アセットマネジメント　コールセンター　**0120-88-2976**
受付時間：午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）

＜売買に関するご相談、口座の残高等のお取引情報についてのお問い合わせ＞
お取引先の販売会社にお問い合わせください。

本書面について

１．対象となる証券投資信託

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

２．変更の内容およびその理由

（1）変更の内容（信託約款の変更内容は、（別紙）＜信託約款の新旧対照表＞をご覧ください。）

当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて、以下①および②に関する重大な約款変更にかかる異議申立手続きを行います。マザーファンドの約款変更内容の概要は、以下の通りです。

① **マザーファンドの運用目標の変更および投資対象の追加**

マザーファンドの運用目標を、現行の「トヨタ自動車およびトヨタグループ会社の銘柄群の動きをとらえること」から、「トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の銘柄群の動きをとらえること」へ変更します。これに伴い、投資対象についても、従来の「トヨタ自動車」および「トヨタグループ会社」の株式に加え、新たに「トヨタグループ関連会社」の株式を追加します。なお、「トヨタグループ関連会社」とは、委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社がトヨタグループに関連すると判断した会社をいいます。

② **投資比率計算方法の変更**

マザーファンドの組入銘柄の投資比率は、原則として各組入銘柄の時価総額に応じて決定しますが、変更後の運用目標を達成するため必要な場合には、一部のトヨタグループ関連会社の株式について、時価総額を調整したうえで投資比率を計算できるように変更します。

＜ご参考＞

重大な約款変更にかかる異議申立手続きの結果、上記変更の実施が可決された場合には、マザーファンドおよび当ファンドにおいて、投資比率制限の変更にかかる約款変更もあわせて行う予定です。（変更適用日（予定）：2026年11月5日）

なお、以下の約款変更は、重大な約款変更には該当しません。

・ **マザーファンド**

今後、投資対象銘柄が減少する可能性があることを踏まえ、トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合における同株式の投資比率の上限を、「約50%まで」から「50%程度」へと緩和します。

・ **当ファンド**

マザーファンドの投資対象にトヨタグループ関連会社を追加することに伴う変更内容を反映するとともに、運用制限で定めるトヨタ自動車株式への当ファンドの信託財産の純資産総額に対する実質投資割合の上限を「約50%まで」から「60%以下」へと緩和します。

（2）変更の理由

マザーファンドは、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」といいます。）およびそのグループ会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行っています。

一方で、トヨタグループにおける資本政策の変化やグループ間の持合解消の流れを受け、今後、マザーファンドの投資対象銘柄が減少する可能性が高まっています。
このため、マザーファンドの投資戦略の根幹を維持するため、従来のトヨタ自動車との「資本」関係に基づく「トヨタグループ会社」の定義に加え、「資本・人・技術」の関係に基づく「トヨタグループ関連会社」を新たに定義します。
これにより、グループ間の持合解消によって本来であれば投資対象から除外される銘柄等についても、引き続き組み入れることが可能となり、運用の継続性を確保することを目指すものです。

３．変更適用日（予定）

2026年11月5日

４．異議申立について

マザーファンドの重大な約款変更にかかる異議申立手続きについては、マザーファンドを主要投資対象とする他の証券投資信託においても、同様に実施します。マザーファンドの重大な約款変更を実施するか否かは、当ファンドのみの結果によって決まるものではなく、マザーファンドを主要投資対象とする全ての証券投資信託にかかる結果と合わせて集計したうえで決定します。

なお、マザーファンドの重大な約款変更にかかる異議申立手続きの集計にあたっては、マザーファンドを投資対象とする各証券投資信託の受益権口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算します。そのうえで、異議申立を行った受益者の方の実質的な合計口数が、受益者の確定日におけるマザーファンドの受益権総口数の２分の１を超えない場合には、マザーファンドの信託約款の変更を実施します。

また、マザーファンドにおける重大な約款変更の実施が可決された場合には、マザーファンドを主要投資対象とする全ての証券投資信託において信託約款に定める運用の基本方針の変更にかかる約款変更を行います。

５．今後の日程とお手続き

（１）今後の日程

① 法定公告日（電子公告）／受益者の確定日	2026 年 8 月 13 日
② 異議申立受付期間	2026 年 8 月 13 日から 2026 年 9 月 16 日まで
③ 信託約款変更の可否決定日	2026 年 9 月 17 日
＜以降は信託約款の変更が可決された場合＞	
④ 買取請求期間＊	2026 年 10 月 16 日から 2026 年 11 月 4 日まで
⑤ 信託約款の変更適用日（予定）	2026 年 11 月 5 日

＊ 買取請求手続きは、信託約款の変更に関し異議申立を行った受益者の方が対象となります。

（２）お手続き

受益者の皆さま

変更に**異議なし**の方

必要なお手続きはございません。

変更に**異議あり**の方

異議申立受付期間内に
異議申立書面に必要事項をご記入[*1]のうえ、弊社宛にご返送[*2]ください。

＊1　ご記入にあたっては、「6.ご留意事項」をご参照ください。
＊2　2026 年 9 月 16 日までに弊社に到着した分が有効です。

信託約款変更の可否決定：2026 年 9 月 17 日

・異議申立の口数を集計し、信託約款の変更を実施するか否かを決定します。
・弊社ホームページ（https://www.smd-am.co.jp）に結果を掲載します。

異議がマザーファンドの受益権総口数の２分の１以下

信託約款の変更を実施いたします

異議を述べられた受益者の方は、
受託会社に対する買取請求ができます。

異議がマザーファンドの受益権総口数の２分の１超

信託約款の変更は実施いたしません

・受益者の方に書面でお知らせします。
・変更を行わない旨と理由を法定公告します。

６．ご留意事項

□ 異議申立書面には以下の内容をご記入ください。

① 住所
② 氏名
③ 電話番号（日中連絡先）
④ 保有されているファンドの名称
⑤ 販売会社名、取扱店名、口座番号＊
⑥ 信託約款の変更に反対する旨

＊当ファンドに関しまして、複数の販売会社の口座でお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、取引店名、口座番号をご記入ください。

□ 異議申立書面の記入内容に不備がある場合には、異議申立の受付けができなくなることがありますので、ご注意ください。

□ 異議申立を行った受益者の方の保有する受益権口数については、弊社より販売会社へ問い合わせ、確認させていただきます。

□ 以下の宛先にご郵送ください。

〒105－6426
東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
虎ノ門ヒルズビジネスタワー
三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投信ドキュメンテーション部 宛

□ 個人情報および顧客情報取得の目的等

異議申立書面にて弊社が取得した個人情報および顧客情報は、異議申立手続きの事務処理に必要な範囲でのみ利用し、他の目的には利用いたしません。また、弊社は取得した個人情報および顧客情報を必要な範囲で販売会社および受託会社（再信託受託会社を含みます。）と共有いたしますので、ご了承ください。

７．買取請求について（信託約款の変更に対して異議申立を行った受益者の方が対象）

□ マザーファンドの信託約款の変更が行われる場合に、異議申立を行った当ファンドの受益者の方は、お取引先の販売会社にご換金をお申込みいただくほか、弊社より別途ご案内する方法により、受託会社に対し、ご自身の受益権を信託財産をもって買い取るよう請求することができます。

□ 買取請求をされる場合、諸手続きが必要となるため、買取代金のお受取りまでに通常の販売会社でのご換金よりも日数を要する可能性があります。また、通常の販売会社でのご換金に比べて振込手数料等の費用がかかりますのでご留意ください。

□ 上記のほか、税務資料作成のため、受託会社宛てに個人番号（マイナンバー）のご提出をお願いさせていただくこととなります。受託会社による個人番号（マイナンバー）の受理が完了しない場合は、買取請求が受け付けられないことにご留意ください。

□ 買取価額は、受益者の方から買取請求の必要書類を受託会社が受領した日の基準価額とさせていただきます。

なお、受託会社より買取代金をお支払いする際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。

※ 異議申立を行った当ファンドの受益者の方は、必ずしも買取請求を行う必要はございません。

８．よくあるご質問

Q1．何か手続きが必要ですか？

A1．信託約款の変更にご異議がない（ご賛成いただける）場合は、必要な手続きはありません。信託約款の変更にご異議がある（反対される）場合は、同封の異議申立書面に必要事項をご記入の上、弊社宛てにご郵送ください。宛先は、「6．ご留意事項」をご参照ください。

Q2．約款変更適用日までに換金することは可能ですか？

A2．信託約款の変更に関しまして異議申立を行ったか否かにかかわらず、販売会社においてご換金いただけます。また、異議申立を行った受益者の方は、受託会社に対し、買取請求を行うことができますが、販売会社における通常のご換金と比べて諸手続きが必要となりますのでご留意ください。買取請求の詳細は、「7．買取請求について」をご参照ください。

以上

(別紙)

＜信託約款の新旧対照表＞

※下線部＿＿＿は変更部分を示します。

１．トヨタグループ株式マザーファンド

新（変更後）	旧（変更前）
〔運用の基本方針〕 [略] 基本方針 トヨタ自動車株式会社、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 ※トヨタグループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書およびこれに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。 ※トヨタグループ関連会社とは、委託者がトヨタグループ関連として判断した会社をいいます。 運用方法 (1) 投資対象 トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」ということがあります。）、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の中から、わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。（「取引所」とは、金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、本条において同じ。） (2) 投資態度 １．トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社のうち、わが国の取引所に上場している株式から流動性を勘案した銘柄（原則として、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）採用銘柄）に投資します。トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行ないます。	〔運用の基本方針〕 [略] 基本方針 トヨタ自動車株式会社およびそのグループ会社（以下、「トヨタ自動車およびそのグループ会社」といいます。）の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 ※グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。 運用方法 (1) 投資対象 トヨタ自動車およびそのグループ会社の中から、わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。（「取引所」とは、金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、本条において同じ。） (2) 投資態度 １．トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、わが国の取引所に上場している株式から流動性を勘案した銘柄（原則として、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）採用銘柄）に投資します。トヨタ自動車およびそのグループ会社の銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行ないます。

新（変更後）	旧（変更前）
２．組入銘柄の投資比率は、原則として、組入銘柄の時価総額に応じて決定します。ただし、トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合は、同株式の投資比率を50%程度とし、残りの比率を、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の株式の時価総額に応じた比率で投資します。 なお、上記１.の目標のために必要な場合は、一部のトヨタグループ関連会社の株式の時価総額を調整して投資比率を計算します。 ３．[略] ４．組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に上記２．で規定する基本方針に基づき行なうこととします。 ５．～６．[略] ７．資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 〔 略 〕	２．組入銘柄の投資比率の決定にあたっては以下の基本方針に基づいて行ないます。 ・原則として、組入銘柄の時価総額に応じて投資比率を決定します。 ・トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合は、トヨタ自動車およびそのグループ会社全体の動きを捉えるために、トヨタ自動車株式の投資比率を約50%までとします。また、残りの約 50%を、グループ会社株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。 なお、設定・解約、組入銘柄の株価変動等により投資比率が変動することがあります。 ３．[略] ４．組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に２．で規定する基本方針に基づき行なうこととします。 投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行ないます。 なお、当ファンドは、上記１．から４．のあらかじめ決められた一定の方針にて投資をおこなうファンドであり、銘柄選定や組入率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。 ５．～６．[略] ７．資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 〔 略 〕

２．トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

新（変更後）	旧（変更前）
〔運用の基本方針〕 [略] 運用方法 [略] (2) 投資態度 １．トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」ということがあります。）、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社のうち、主として、わが国の取引所に上場している株式を投資対象として運用する「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券に投資します。（「取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、本条において同じ。） ※トヨタグループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書およびこれに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。 ※トヨタグループ関連会社とは、委託者がトヨタグループ関連として判断した会社をいいます。 [略]	〔運用の基本方針〕 [略] 運用方法 [略] (2) 投資態度 １．トヨタ自動車株式会社およびそのグループ会社のうち、主として、わが国の取引所に上場している株式を投資対象として運用する「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券に投資します。（「取引所」とは、金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、本条において同じ。） ※グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。 [略]

新（変更後）	旧（変更前）
６．なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 運用制限 [略] (6) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として 35%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、トヨタ自動車株式への実質投資割合は、原則として 60%以下とします。 〔 略 〕	６．なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 運用制限 [略] (6) 一般社団法人資産運用業協会規に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として 35%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、トヨタ自動車株式会社の株式への実質投資割合は、原則として約 50%までとします。 〔 略 〕

<ご参考> 信託約款変更決定時の目論見書の記載について

上記の信託約款の変更が決定された場合、目論見書の記載内容にも当該変更が反映される予定です。

（１）「ファンドの目的」「ファンドの特色」「ファンドのしくみ」「マザーファンドの運用プロセス・投資イメージ」

上記の信託約款の新旧対照表における変更後の内容に沿った記載となります。

（２）「基準価額の変動要因」

信託約款の変更に伴い、投資銘柄集中リスクにおいて一部文言が追加されます。

新（変更後）	旧（変更前）
投資銘柄集中リスク…特定の業種・銘柄の株式への集中投資は、基準価額が大幅に下落する要因です ファンドは、トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の株式に限定して投資するため、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。また、日本の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。	**投資銘柄集中リスク…特定の業種・銘柄の株式への集中投資は、基準価額が大幅に下落する要因です** ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ企業の株式に限定して投資するため、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。また、日本の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

以上